

精神薄弱児実態調査結果の分析

研究第8部 牛島 義友
" 湯川 礼子

昭和46年10月に精神薄弱者（児）実態調査が厚生省児童家庭局により施行された。本稿は児童家庭局企画課より依頼されて、1)基礎調査の項目の妥当性、2)本調査票における医学、心理学、社会学の三分野の相関、および三分野の判定と総合判定との相関、3)社会学的判定法の分析について検討したものである。

1) 基礎調査の項目の妥当性

この実態調査はスクリーニングが目的の基礎調査と、基礎調査でチェックされたものに対する本調査とから成っており、基礎調査、本調査とも15歳未満の児童票と、15歳以上の成人票に年齢区分されている。詳細な調査方法、項目の内容については触れないが、基礎調査の児童票7項目、成人票10項目のうち問題が1項目でもあれば本調査の対象者となる。（ただし児童票の就学状況は就学年齢以上のもの、妊娠経過、分娩状況、生下時体重の項目は調査時点で2歳未満のものについて質問する）しかし本調査の対象者がすべて精神薄弱者というわけではなく、本調査において医学、心理学、社会学の三分野の他、基礎調査等を参考として最終的に該当、非該当を判定し、さらに該当者は程度別の判定を行なう。したがって基礎調査である程度確実な資料を得ることができれば非該当者の数が少なくなり本調査の労力を省くことができるわけである。そこで基礎調査の各項目を本調査の総合判定における該当者と非該当者にわけて有意差検定を行なった。その結果は第1表に示すように15歳以下の児童の場合は発達状況、身体状況、性格・行動の三項目に顕著な差がみられ基礎調査の有効な項目であるといえる。しかし今回の基礎調査の方法では7項目のうち問題が1つでもあれば本調査の対象となるが、本調査の総合判定の結果で、は年齢が小さいほど非該当者が多くなっているので年少児殊に2歳未満児についての妊娠経過、分娩状況、生下時体重は問題があっても参考資料にとどめておき、有意差のあった前述の発達状況、身体状況、性格・行動の三項目に重点をおくことが望ましい。

第1表 児童 該当者N=269 非該当者N=142

		問題無 有 無記入			
		%	%	%	
発達状況	該当	31.6	66.9	1.5	$x^2=26.539$ $P<.001$
	非該当	57.8	40.8	1.4	
身体状況	該当	49.1	50.2	0.7	$x^2=8.490$ $.005>P>.001$
	非該当	64.1	35.2	0.7	
性格・行動	該当	50.6	47.9	1.5	$x^2=10.561$ $.005>P>.001$
	非該当	67.6	31.7	0.7	
就学状況	該当	9.7	69.9	20.4	$x^2=15.193$ $P<.001$
	非該当	19.7	44.4	35.9	
妊娠経過	該当	27.9	4.5	67.6	$x^2=0.042$ $.90>P>.80$
	非該当	35.9	6.3	57.8	
分娩状況	該当	23.1	9.7	67.2	$x^2=0.044$ $.90>P>.80$
	非該当	29.6	13.4	57.0	
生下時体重	該当	26.8	3.7	69.5	$x^2=6.974$ $.01>P>.005$
	非該当	27.5	12.0	60.5	

成人の場合は第2表のように就労状況、身辺処理、意志交換、移動交通、作業能力、数量処理、教育歴とほとんどの項目に有意差がみられ基礎調査の目的を十分に果たしているといえる。施設歴は全く逆の結果で非該当者に問題有が多くなっており、非該当者の内訳をみても精神病が多いことから精神薄弱者の調査項目としては不適當と思われるのでこの項目は削除した方がよいのではなからうか。

2) 三分野及び総合判定の相関

本調査は医学、心理学、社会学の三分野の判定に基づきその他の点を参考として精神薄弱であるか否かの総合判定が行なわれた。そこで三分野の相互の関係および総合判定との相関をみたのが第3表、第4表である。医学、心理学、社会学の三分野はそれぞれ3つの項目を合計した医学点、心理点、社会点で計算した。医学点は妊娠分娩の異常、既往症、現症の三項目とも問題有1点、

第2表 成人 該当者N=410 非該当者N=80

		問題無	有	無記入	
		%	%	%	
就労状況	該当	19.6	77.2	3.2	$x^2=13.532$
	非該当	38.8	58.7	2.5	$P<.001$
身近処理	該当	66.6	31.7	1.7	$x^2=5.115$
	非該当	78.7	18.8	2.5	$.025>P>.02$
意志交換	該当	34.4	64.6	1.0	$x^2=19.758$
	非該当	60.0	37.5	2.5	$P<.001$
移動交通	該当	37.3	61.2	1.5	$x^2=16.175$
	非該当	61.2	36.3	2.5	$P<.001$
作業能力	該当	31.5	66.5	2.0	$x^2=15.079$
	非該当	53.7	43.8	2.5	$P<.001$
数量処理	該当	21.2	76.1	2.7	$x^2=75.931$
	非該当	68.8	27.4	3.8	$P<.001$
身体状況	該当	50.7	46.9	2.4	$x^2=2.890$
	非該当	58.7	35.0	6.3	$.10>P>.05$
性格・行動	該当	49.0	48.1	2.9	$x^2=0.034$
	非該当	47.5	48.7	3.8	$.90>P>.80$
教育歴	該当	16.6	78.0	5.4	$x^2=140.769$
	非該当	81.2	15.0	3.8	$P<.001$
施設歴	該当	62.2	30.5	7.3	$x^2=23.593$
	非該当	36.2	60.0	3.8	$P<.001$

第3表 三分野の相関(児童) N=267

		医学点	心理点	社会点
医学点	r P.E.r			
心理点	r P.E.r	+0.3639 0.0357		
社会点	r P.E.r	+0.2636 0.0383	+0.7114 0.0203	
総合判定	r P.E.r	+0.3261 0.0368	+0.8123 0.0140	+0.6697 0.0227

第4表 三分野の相関(成人) N=399

		医学点	心理点	社会点
医学点	r P.E.r			
心理点	r P.E.r	+0.3116 0.0304		
社会点	r P.E.r	+0.2606 0.0314	+0.5561 0.0233	
総合判定	r P.E.r	+0.2984 0.3207	+0.8293 0.0105	+0.5169 0.0247

第5表

		処遇難易度					
		普通	軽度	中度	重度		
児童	問題	無	90	64	33	24	$x^2=5.297$ $.20>P>.10$
	有	15	23	12	6		
成人	問題	無	61	128	60	43	$x^2=17.508$ $P<.001$
	有	8	39	34	26		

第6表

		処遇難易度					
		普通	軽度	中度	重度		
児童	問題	無	99	74	38	27	$x^2=5.423$ $3.20>P>.10$
	有	6	13	7	3		
成人	問題	無	64	146	78	52	$x^2=9.444$ $.025>P>.02$
	有	5	21	16	17		

無0点として算出した。心理点は知能, 社会生活力, 性格行動を点数化して合計したものである。すなわち知能, 社会生活力とも普通0点, 軽度1, 中度2, 重度3, 最重度4点, 性格行動は問題無0点, 有を2点とした。社会点は処遇難易度の普通0点, 軽度1, 中度2, 重度3点, 家族関係, 地域社会の態度はそれぞれ問題無0点, 有1点とした。心理点と社会点の相関は児童の場合は.7の相関がみられたが成人は.5でありあまり相関がなく, 医学点と心理点, 医学点と社会点は.2または.3台で低い相関しかなかった。すなわち医学的判定は心理学, 社会学と全く異なった視点で評定しているといえる。次に三分野と総合判定の相関をみると心理点と総合判定では.8でかなり高い相関があり, 社会点と総合判定は児童.6台, 成人は.5であり, 医学点と総合判定は.3前後で相関は余りなかった。総合判定を行なう場合には医学的判定を精神科医, 心理学的判定は心理判定員, 社会学的判定はケースワーカーがそれぞれ判定し, 最終的には三分野を総合して三者が協議の上, 該当, 非該当, あるいは程度別の判定を行なうが相関表でみると心理学的判定は.8で総合

第7表

		地域社会		
		無	有	
児 童	問題 無	197	14	$\chi^2=18.560$
	問題 有	41	15	$P<.001$
成 人	問題 無	274	18	$\chi^2=64.248$
	問題 有	66	41	$P<.001$

判定に強く影響しているようである。特に心理学的判定の知能、社会的な生活能力は総合判定における程度別の評価の基礎となっており重視すべき項目であろう。しかし三分野の点数はそれぞれ最高が医学3点、心理10点、社会5点であり配点にも問題があるといえる。

3) 社会学的判定方法の検討

社会学的判定方法、すなわち社会点と総合判定との相関は.5ないし.6であったが、本稿には割愛した軽度群と重度群に分けて各項目の有意差を検定した場合に社会学的判定のうち家族関係、地域社会の態度の二項目に有意差がみられなかった上、三分野の中で特に社会学的判定方法の検討を依頼されたので、処遇難易度、家族関係、地域社会の態度の三項目間の相関をみた。その結果は第5、6、7表に示したように児童の場合は処遇難易度は家族関係、地域社会の態度と関係がなかった。処遇の困難な重度のものであっても家族や地域では問題ない場合もあるし、逆に軽度であっても問題が起る場合もある。したがって家族関係、地域社会の態度については別の角度からの質問項目が必要であろう。